

令和7年第1回定例会(6月議会)

観光文化スポーツ部

産業観光委員会 【議案関係資料】

5月26日提出

令和 7 年 第 1 回 定例会（ 6 月 議 会 ）
産 業 観 光 委 員 会 ・ 分 科 会
議 案 関 係 提 出 資 料

令和 7 年 5 月 2 6 日
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部

【補正予算関係】

観 光 戦 略 課	指 定 管 理 者 制 度 導 入 施 設 に 係 る 債 務 負 担 行 為 の	
	設 定 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・	4
	洋 上 風 力 の 観 光 利 用 促 進 事 業 に つ い て ・ ・ ・ ・	6
食のあきた推進課	県 産 加 工 品 輸 出 拡 大 事 業 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・	7
交 通 政 策 課	大 館 能 代 空 港 三 往 復 運 航 定 着 支 援 事 業 に つ い て	10
	地 域 公 共 交 通 再 構 築 促 進 事 業 に つ い て ・ ・ ・ ・	11
文 化 振 興 課	文 化 芸 術 が つ な ぐ 交 流 拡 大 事 業 に つ い て ・ ・ ・	13
	文 化 芸 術 に よ る 地 域 交 流 活 性 化 事 業 に つ い て ・	14

スポーツ振興課	スポーツツーリズム推進による交流拡大事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
---------	--	----

【議案（条例）関係】

観光戦略課	「秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案」について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	「秋田県田沢湖スキー場条例の一部を改正する条例案」について・・・・・・・・・・・・・・・・	18

文化振興課	「秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案」について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
-------	--	----

スポーツ振興課	「秋田県立体育館条例等の一部を改正する条例案」等について・・・・・・・・・・・・・・・・	20
---------	--	----

指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について

観光文化スポーツ部

令和7年度末で指定期間が満了する制度導入施設（18施設）について、次期指定管理者を公募し、候補者を選定した上で、議会の議決を経て指定することとしている。

このうち、利用料金併用制の11施設については、指定管理料の支出を伴うことから、相当額の債務負担行為限度額の設定を行う。

1 債務負担行為限度額の設定を行う施設の概要（利用料金併用制）

No.	施設名	所管課	現指定管理者	期 間	債務負担行為 限度額（千円）
1	秋田県ふるさと村	観光 戦略課	(株)秋田ふるさと村	令和 8年4月1日～ 令和18年3月31日（10年間）	2,100,644
2	秋田県総合生活文化会館	文化 振興課	厚生ビル管理(株)	令和 8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）	186,205
3	秋田県立体育館	スポーツ 振興課	(一財) 秋田県総合公社	令和 8年4月1日～ 令和10年9月30日（2年6か月）	122,758
4	向浜スポーツゾーン（秋田県立向浜運動広場、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立総合プール、秋田県立武道館）		(一財) 秋田県総合公社	令和 8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）	1,917,197
5	秋田県立新屋運動広場		(特非) スポーツクラブあきた	令和 8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）	67,385
6	秋田県立総合射撃場		(一財) 秋田県総合公社	令和 8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）	62,035
7	秋田県立田沢湖スポーツセンター		田沢湖高原リフト(株)	令和 8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）	167,970

(注) No. 3～6の施設は、令和7年度まで指定管理料金制

(注) No. 4の向浜スポーツゾーン5施設分（県立向浜運動広場、県立スケート場、県立野球場、県立総合プール、県立武道館）を1件で設定

2 債務負担行為限度額設定に当たっての考え方

人件費や物価高騰の状況等に配慮するとともに、サービス水準の維持を図る上で必要な経費を積算

3 指定管理者更新のスケジュール（予定）

令和7年	6月議会	債務負担行為限度額の設定に係る議案を提出、審査
	7月	指定管理者（候補者）の公募開始
	10月	指定管理者（候補者）選定委員会の開催
	12月議会	指定管理者の指定議案を提出、審査
令和8年	2月議会	当初予算案を提出、審査
	～3月	指定管理者と協定締結
	4月	指定管理業務の開始



秋田ふるさと村
(スノーホワイト城)



総合生活文化会館
(アトリオン)



県立野球場
(こまち球場)



田沢湖スポーツセンター

参考：令和7年度で指定期間が満了するその他の施設（完全利用料金制）

- ・秋田県営十和田観光宿泊センター
- ・秋田県営大湯スポーツ宿泊センター
- ・秋田県営鳥海観光宿泊センター
- ・秋田県営男鹿オートキャンプ場
- ・秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場
- ・秋田県営田沢湖オートキャンプ場
- ・秋田県田沢湖スキー場（令和8年5月31日まで）

洋上風力の観光利用促進事業について

観光戦略課

1 目 的

洋上風力発電を新たな観光資源として活用するため、観光関連団体等が実施する教育旅行や行政視察などの受入態勢整備に関する取組への支援等を行う。

2 概 要

○ 洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金

- ・補 助 先：洋上風力発電の視察受入れに取り組む観光関連団体等
- ・補助対象：モデルプランの作成やモニターツアーの実施等に要する経費
- ・補 助 率：1／2
- ・限 度 額：300千円
- ・補助件数：3件程度

○ 洋上風力の観光利用に係る意見交換会の開催

洋上風力発電の観光利用の促進に向け、発電事業者や観光関連団体、観光事業者、市町村等との意見交換会を開催し、情報共有による連携体制の強化を図る。



ガイド養成に向けたモニターツアーの様子（能代観光協会）

3 予算額

1, 150千円

内 訳

・負担金補助及び交付金	900千円
・使用料及び賃借料	180千円
・旅 費	40千円
・報償費	30千円

県産加工品輸出拡大事業について

食のあきた推進課

1 目 的

新たに輸出に取り組む事業者や販路拡大を目指す事業者に商談やプロモーションの機会を提供することで、県産加工品の輸出拡大を図る。

2 対象国・地域

香港、シンガポール 等

3 概 要

(1) 県産加工品海外販路開拓事業

484千円

輸出商材の新たな掘り起こしや磨き上げのため、専門家による事業者向けセミナー等を開催する。

・委 託 先：(一社)ハラル・ジャパン協会 (予定)

(2) 日本酒の海外販路拡大事業【新規】

13, 146千円

日本酒の輸出拡大が期待される国・地域の輸出市場の特徴や商慣習等に関する事業者向けセミナーを開催するほか、香港への輸出に向けた酒造業者の連携による取組を推進するとともに、シンガポールの見本市に出展する。

・委 託 先：【スキルアップセミナー】(一社)秋田県貿易促進協会 (予定)

【日本酒事業者連携輸出事業】輸出支援事業者 等 (予定)

【Sake Matsuri シンガポール】当イベントの代理店 (予定)

<[Sake Matsuri シンガポール公式動画](#)>



Sake Matsuri シンガポールの様子

(出展：イベント公式 HP より)

(3) 日本酒GI取得推進事業【新規】

2,000千円

業界団体が実施する地理的表示(GI)の指定取得及び県産日本酒の認知度向上に資する取組を支援する。

- ・補助先：秋田県酒造組合
- ・補助率：1／2
- ・補助上限額：4,000千円（最長3年間）



GI 岩手



GI 山形

(4) 香港への県産品販路拡大推進事業【新規】

3,859千円

日本酒などの県産加工品の輸出拡大が期待される香港において、現地バイヤー等を対象に試飲試食会等を実施し市場調査を行うことにより、現地の食に対する嗜好や県産加工品に対する市場ニーズ等を把握する。

- ・委託先：【市場調査、バイヤー招へい】現地の輸出支援事業者等（予定）
【商品配送】詩の国秋田（株）（予定）

4 予算額

19,489千円

（新しい地方経済・生活環境創生交付金活用予定）

(1) 県産加工品海外販路開拓事業

484千円

内 訳	・委託料	484千円
委託料の内訳	・セミナー講師、生産現場視察・助言	484千円

(2) 日本酒の海外販路拡大事業

		13, 146千円
内 訳	・ 報償費	15千円
	・ 旅 費	1, 050千円
	・ 需用費	20千円
	・ 役務費	60千円
	・ 委託料	11, 980千円
	・ 使用料及び賃借料	21千円
委託料の内訳		
	・ 事業者向け輸出セミナーの実施	1, 000千円
	・ 日本酒事業者連携輸出事業の実施	5, 280千円
	・ Sake Matsuri シンガポールへ出展	5, 700千円

(3) 日本酒G I 取得推進事業

		2, 000千円
内 訳	・ 負担金補助及び交付金	2, 000千円

(4) 香港への県産品販路拡大推進事業

		3, 859千円
内 訳	・ 報償費	30千円
	・ 旅 費	875千円
	・ 需用費	20千円
	・ 役務費	70千円
	・ 委託料	2, 824千円
	・ 使用料及び賃借料	40千円
委託料の内訳		
	・ 市場調査、バイヤー招へい	1, 900千円
	・ 商品配送	924千円

大館能代空港三往復運航定着支援事業について (大館能代空港ファン・リピーター創出事業【新規】)

交通政策課

1 目 的

航空会社との連携や空港利用促進協議会を主体とした取組を推進し、大館能代空港の三往復運航の定着と交流人口の拡大を図る。

2 概 要

大館能代空港ファンクラブ会員を増やすため、会員向けの特典やLINE等による情報発信を充実させるとともに、地元団体・企業等と連携して定期的なおもてなしイベントを開催する。

- ・大館能代空港利用促進協議会への負担金

3 予算額

3,500千円
(負担金補助及び交付金)



秋田犬のお出迎え

(参考) 大館能代空港の増便後の取組

R5 : 167,430 (国151,765 ー15,665)	R6 : 113,553 (国101,653 ー11,900)	R7 : 33,900 (国25,800 ー8,100)
○持続的な需要確保に向けたリピーター創出 ・アドバイザー配置 1,800 ・リピーター創出 145,000 (リピート宿泊支援ほか) ・航空会社連携 5,000 ・旅行商品造成支援 3,300 ・OTA(※)を活用した利用促進 9,530 ・協議会通常負担金 2,800	○冬季誘客を念頭に置いたリピーター創出の継続 ・アドバイザー配置 1,800 ・リピーター創出 7,300 (航空会社連携・旅行商品造成支援) ・リピート宿泊 キャンペーン 101,653 ・協議会通常負担金 2,800	○三往復運航継続のための固定利用層の創出 ・<u>空港ファンの獲得(R7.6月補正)</u> 3,500 ・アドバイザー配置(R7当初) 1,800 ・協議会通常負担金(R7当初) 2,800 ・リピーター創出(R6.2月補正) 7,300 (航空会社連携・旅行商品造成支援) ・インバウンド促進(R6.2月補正) 18,500

※ Online Travel Agentの略で、インターネット上だけで取引を行う旅行会社

1 目 的

利用者の減少や乗務員不足により、バス事業者等を取り巻く環境が厳しさを増す中、比較的利用者の多い広域的・幹線的な路線の運行は維持しつつ、極端に利用者の少ない区間について、地域の実情に即した、より利便性の高いコミュニティ交通への円滑な移行を促すための支援を拡充することで、地域公共交通の再編に向けた取組を支援する。

2 概 要

(1) 地域公共交通再構築ネットワーク協議会の設置 1, 576千円

再編が滞っている地域や市町村間の調整が必要となる広域路線における再編を促進するため、新たに協議会を設置し全県的な働きかけを行うとともに、個別のワーキンググループにより各地域の取組を後押しする。

(2) 地域公共交通再構築促進事業費補助 20, 270千円

コミュニティ交通の円滑な導入を図るため、実証運行やデジタル技術の活用による利便性向上に加え、再編に向けた地域ニーズの把握や運行計画の立案等の取組に係る経費の一部を補助する。

- ・補助対象：市町村、NPO団体等
- ・補助率：1／2



A I オンデマンドタクシー
(大館版mobi)

3 予算額

(1) 地域公共交通再構築ネットワーク協議会の設置

21, 846千円

内訳

1, 576千円

- ・報償費 60千円
- ・旅 費 752千円
- ・需用費 50千円
- ・役務費 10千円
- ・使用料及び賃借料 704千円

(2) 地域公共交通再構築促進事業費補助

20, 270千円

内訳

- ・報償費 40千円
- ・旅 費 134千円
- ・需用費 36千円
- ・使用料及び賃借料 60千円
- ・負担金補助及び交付金 20, 000千円



デジタルサイネージ (イメージ)

今後の地域公共交通の維持・確保に向けて

現状と課題

- (1) 深刻な利用者減少、乗務員不足により、乗合バス路線の維持が困難となり、各地で廃止や減便が相次いでいる。
- (2) 生活交通の確保に向けて各地で路線の再編が進められているが、再編が滞っている自治体も多い。
- (3) バス事業者は、乗務員不足により収益性の高い貸切・高速バスに注力できず、収支が悪化している。

今後の方向性

- (1) 比較的用户の多い区間
⇒ 広域的・幹線的な乗合バスを維持
- (2) 極端に利用の少ない区間
⇒ 地域の実情に即した、より利便性の高いコミュニティ交通への円滑な移行を後押し

施策

I サポート体制の強化【新規】

地域公共交通再構築ネットワーク協議会の設置

構成：①協議会（全市町村向けの全体会議）
県内外の再編状況や取組事例、代替手段の導入方法等の情報共有や意見交換を行う。

②ワーキンググループ（各地域への直接支援）
代替手段確保に向けた沿線自治体間・交通事業者との調整を行う。

構成員：県、市町村、交通事業者、運輸支局 ほか

その他：専任の担当職員2名を配置し、再編や代替交通手段の導入、利便性向上等に関する情報共有・協議、交通事業者や自治体間の調整等を進める。

県北・県央担当：1名
由利・県南担当：1名

II 市町村等への補助【拡充】

地域公共交通再構築促進事業費補助

内容：乗合バスから、地域の実情に即した、より利便性の高いコミュニティ交通への円滑な移行を促すため、①～⑦の取組に係る経費を補助

- ①乗合タクシーや公共ライドシェアの実証運行
- ②AIオンデマンドタクシーなどの実証運行
- ③バスロケ・デジタルサイネージの導入及び運用
- ④互助輸送、混乗輸送による移動手段の確保
- ⑤再編に向けた地域ニーズの把握や運行計画の立案
- ⑥利便増進実施計画の策定
- ⑦日本版ライドシェアの実証運行

【R6から継続】
代替手段の実証運行等を支援

【R7拡充】
ニーズ把握や運行計画立案等を支援

補助対象：市町村、NPO団体等
補助率：1/2
補助額：1年当たり上限4,000千円（最大3年10,000千円）

目指すところ

- ① 再編により、住民ニーズに適合した運行やサービス水準を維持・向上
⇒ 住民の満足度向上・利用拡大
- ② 不採算路線の廃止と収益性の高い高速バス、貸切バス等への注力
⇒ 事業者の経営基盤強化と賃金水準の向上による乗務員確保
- ③ 国の支援制度の活用
⇒ 利便性向上と市町村負担の縮減

⇒ 再編による地域公共交通の維持・確保の実現

今後のスケジュール



文化芸術がつなぐ交流拡大事業について
(文化による地域の元気創出事業費補助金)

文化振興課

1 目 的

文化芸術を担っていく若者への支援を拡充し、更なる文化芸術活動や地域の活性化等を図るため、文化による地域の元気創出事業費補助金に新たに「若者応援枠」を設定する。

2 概 要

既存団体に所属せずに行う活動や多様なジャンルでの活動など、若者のグループやアーティストのニーズを踏まえたメニューを新設する。

＜若者応援枠＞

- ・補助対象者 : 概ね40歳未満の者で構成されるグループや団体
- ・補 助 率 : 2 / 3
- ・補助上限額 : 40万円
- ・想定事業数 : 5事業

3 予算額 2,000千円(繰入金2,000千円／芸術文化振興基金)

内 訳 [・負担金補助及び交付金 2,000千円]



若者のグループや団体が行う活動のイメージ

【参考：文化による地域の元気創出事業費補助金（R7年度当初予算計上分：18,930千円）】

＜通 常 枠＞	補助率：1 / 2	補助上限額：40万円	想定事業数：13事業
＜交流人口拡大枠＞	補助率：2 / 3	補助上限額：300万円	想定事業数：8事業
＜活 動 応 援 枠＞	補助率：2 / 3	補助上限額：20万円	想定事業数：8事業

文化芸術による地域交流活性化事業について
(国際音楽交歓コンサート開催事業【新規】)

文化振興課

1 目的

国際的に活躍する一流の音楽家による演奏を気軽に鑑賞できる入場料無料のコンサートを開催し、広く県民が文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、演奏者と地域の小・中学生との共演による交流の機会を創出する。

2 概要

- ・開催日 令和7年9月28日(日)
- ・会場 アトリオン音楽ホール
- ・主催等 主催：公益社団法人 国際音楽交流協会 共催：秋田県

3 予算額

4, 417千円

内 訳

委託料の内訳

・委託料	2, 217千円
・負担金補助及び交付金	2, 200千円
・旅費	775千円
・会場使用料	113千円
・広報・印刷	461千円
・人件費等	868千円



令和4年度開催時の共演の様子

1 目 的

スポーツと観光・食・文化等が融合したスポーツツーリズムを推進するため、本県にゆかりのあるスポーツコンテンツを活用し、冬季誘客を柱とした情報や魅力を多様なスポーツファン層に広く発信する。

2 概 要

(1) スポーツ大使を活用した誘客促進事業

5, 520千円

「秋田県スポーツ大使」の東京ヤクルトスワローズ石川雅規選手、石山泰稚選手との連携により、球団のファン感謝デーにおいて、本県の観光・食のPRを行うほか、本県観光のPR動画を作成し、SNS等で発信する。

- ・事業内容：①「東京ヤクルトスワローズファン感謝デー」（11月下旬予定）での本県観光、食の売り込み
②PR動画の作成・発信
- ・事業期間：令和7年10月～令和8年2月（予定）
- ・委託先：（株）東京トリップ（石川雅規選手のマネジメント会社）（予定）

【参考】秋田県PR動画（秋田県公式YouTube）

<https://www.youtube.com/watch?v=zxkpqq3Eeps>

(2) スポーツ大会・イベント支援事業

7, 000千円

（当初計上分との合計10, 000千円）

世界少年野球大会開催負担金

世界12の国・地域から少年少女が集い、野球教室や交流試合・行事などを行う「世界少年野球大会」について、スポーツによる国際交流の推進や交流人口の拡大等を図るため、開催を支援する。

- ・主 催：（一財）世界少年野球推進財団、県、大仙市、（公財）日本野球連盟
- ・大会期間：令和7年7月30日～8月7日
- ・参加者：約220名（10～11歳の少年少女）
- ・内 容：野球教室、交流試合、異文化交流（秋田の伝統文化紹介、各国・地域の文化紹介）

【参考】第30回世界少年野球（福岡大会）

<https://wcbf.or.jp/fukuokataikai-jp> 15



ファン感謝デーPRブースの様子



秋田県PR動画撮影時の様子



野球教室の様子

3 予算額

12,520千円

(1) スポーツ大使を活用した誘客促進事業

5,520千円

内 訳	・旅費	214千円
	・需用費	14千円
	・役務費	12千円
	・委託料	5,280千円

委託料の内訳	・ブース設置	2,827千円
	・動画制作	2,200千円
	・事務費	253千円

(2) スポーツ大会・イベント支援事業

7,000千円（負担金補助及び交付金）

「秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 3 9 号）

観光戦略課

1 改正理由

秋田県ふるさと村の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同施設の使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

スノーホワイト城及びかまくらシアターの使用料の額を引き上げることとする。

3 改定率の考え方

保守点検業務等については指定管理料で賄うが、その他の運営に関する経費のほとんどを利用料で賄う必要がある（利用料金併用制）、人件費や光熱費など各種経費が上昇傾向にあることから、使用料の額を 2 0 % 引き上げる。

4 施行期日

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例で定める使用料

[単位：円]

区 分		旧	新	増加率
スノーホワイト城	小学校児童及び中学校生徒	420	510	20%
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	630	760	20%
	一般	840	1,010	20%
かまくらシアター	小学校児童及び中学校生徒	420	510	20%
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	630	760	20%
	一般	840	1,010	20%

(10円未満切り上げ)



上：スノーホワイト城
下：かまくらシアター

「秋田県田沢湖スキー場条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 3 9 号）

観光戦略課

1 改正理由

秋田県田沢湖スキー場の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同施設の使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

リフト使用料について、一回券や一日券などの各券種において、その額を引き上げることとする。

3 改定率の考え方

運営に要する経費の全てを利用料で賄う必要があり（完全利用料金制）、人件費や光熱費など各種経費の上昇傾向や、近隣の施設で設定されている利用料なども勘案し、使用料の額を 5 0 % 引き上げる。

条例で定める使用料（例）

[単位：円]

区 分		旧	新	増加率
一回券	ペアリフト	420	630	50%
	クワッドリフト	850	1,280	50%
一日券	小学校児童及び中学校生徒	2,550	3,830	50%
	一 般	4,030	6,050	50%

(10円未満切り上げ)

※実際のリフト料金については、条例で定める使用料の額を基準（原則上下限 2 割以内）として指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとしている。

例：一日券（一般）

条例使用料：4, 0 3 0 円

実際の料金：4, 8 0 0 円

近隣スキー場のリフト料金例（R6シーズン 1 日券・一般） [単位：円]

安比高原	夏油高原	雫石	網張温泉	八幡平 リゾート
7,500	6,400	6,100	5,000	5,400

4 施行期日

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

「秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案」について（議案第140号）

文化振興課

1 改正理由

秋田県総合生活文化会館の使用に係る費用の適正な負担を確保するため同会館の使用料の額を引き上げるとともに、第四練習室及び和室を設置することに伴いこれらを使用する者から使用料を徴収する等の必要がある。

＜追加施設の位置図＞

2 改正内容

(1) 第四練習室及び和室を貸出施設に追加し、使用料を設定する。

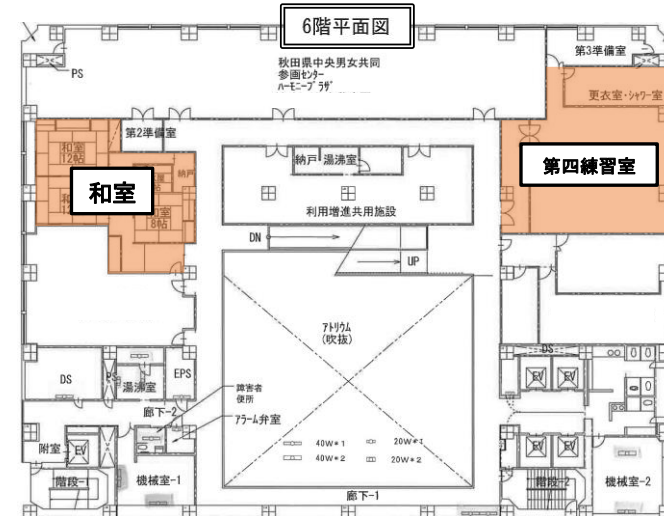
＜使用料の例＞

第四練習室	1時間につき 720円
和室	午後1時から午後5時までの使用 2,720円

(2) 令和8年度から施設使用料及び設備使用料の額を引き上げる。
改定率は、令和6年までの消費者物価指数の上昇率等を勘案し、9.6%を基準として算定する。

＜使用料の例＞

音楽ホール	美術展示ホール
入場料を徴収しないで、平日の午前9時から午後5時まで使用する場合 (旧) 58,730円 → (新) 64,330円	第一展示室全室を1日使用する場合 (旧) 19,090円 → (新) 20,920円



3 施行期日

2(1) については公布の日の翌日から、2(2) については令和8年4月1日から施行する。

【参考】利用者数の推移

	R 4	R 5	R 6
音楽ホール、音楽練習室、音楽研修室	45,266人	52,701人	57,193人
美術展示ホール、研修室、多目的ホール、イベント広場	118,015人	109,532人	107,226人
計	163,281人	162,233人	164,419人

「秋田県立体育館条例等の一部を改正する条例案」等について（議案第１３９号、第１４１号、第１４２号）

スポーツ振興課

１ 改正理由

秋田県立体育館等の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、これら施設の使用料の額を引き上げるとともに、施設の建物又は土地を使用する者から使用料を徴収するほか、施設の運営を指定管理者が主体的に行うことができるよう利用料金制を導入する必要がある。

２ 改正内容

- （１）施設使用料、附属施設及び設備並びに照明等の使用料の額を引き上げる。
- （２）施設の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金の収受、承認、減免及び不還付について定める。
（田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターを除く。）
- （３）料金設定がされていない施設及び土地の使用料を定める。（スポーツ科学センターを除く。）
（使用料 １㎡当たりの公有財産台帳価格に、建物は１００分の８．８／年、土地は１００分の４／年 を乗じて得た額）

対象施設及び施設使用料

施設名	設置場所	施設使用料（一般利用の例）				備考
		区分	単位	新	旧	
体育館	秋田市八橋運動公園	大体育場	１時間	１, 980円	１, 720円	入場料を徴収しないアマチュアスポーツで、午前９時から午後５時まで貸切使用する場合
総合射撃場	由利本荘市岩城道川	ライフル射撃場	１時間	260円	220円	一射座（射撃をする場所）を使用する場合
向浜スポーツゾーン	秋田市新屋町					
①総合プール		プール	１日	640円	550円	水泳教室以外で個人が使用する場合
②野球場		グラウンド	１時間	2, 780円	2, 410円	入場料を徴収しないアマチュアスポーツで使用する場合
③向浜運動公園		野球広場	１時間	690円	600円	一面を使用する場合
④スケート場		リンク	１日	740円	640円	スケート教室以外で個人が使用する場合
⑤武道館		大道場	１時間	3, 370円	2, 930円	入場料を徴収しないアマチュアスポーツで、午前９時から午後９時まで利用する場合

施設名	設置場所	施設使用料（一般利用）				備考
		区分	単位	新	旧	
新屋運動広場	秋田市豊岩石田坂	ラグビー・サッカー場	1時間	690円	600円	一面を使用する場合
スポーツ科学センター	秋田市八橋運動公園	体育場	1時間	870円	750円	午前9時から午後5時まで貸切使用する場合
田沢湖スポーツセンター	仙北市田沢湖生保内	宿泊室	1泊	4,470円	2,900円	宿泊のために使用する場合

※スポーツ科学センター（直営）及び田沢湖スポーツセンター（利用料金併用制）を除き、指定管理料制から利用料金併用制に移行する。

3 改定率の考え方

- ・田沢湖スポーツセンターを除く県有体育施設は、令和6年までの消費者物価指数の上昇率等を勘案し、改定率を15%に設定した。
- ・田沢湖スポーツセンターは、施設利用料のうち大部分を占める宿泊室について、昨今の人件費や光熱費等の高騰に伴う維持管理費の増加傾向等を勘案し、改定率を54%に設定するほか、体育館や陸上競技場等の施設については、消費者物価指数の上昇率等を勘案し、改定率を15%に設定した。

4 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考】利用者数の推移

（単位：人）

施設名	R 4	R 5	R 6
体育館	2,199	50,954	59,016
総合射撃場	2,252	1,554	1,435
向浜スポーツゾーン	403,583	487,631	400,912

（単位：人）

施設名	R 4	R 5	R 6
新屋運動広場	21,702	22,970	23,007
田沢湖スポーツセンター	21,407	24,882	29,958
スポーツ科学センター	45,907	47,883	52,720

※R4体育館は大規模改修により令和5年1月まで閉館

※R6野球場（向浜スポーツゾーン）は大規模修繕により5月下旬から閉場